

# 岐阜県公報

## 目次

岐阜アリーナ利用料金規則の一部を改正する規則	(スポーツ健康課)	一
岐阜県長良川球技場条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	二
岐阜県長良川スポーツプラザ条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	二
岐阜県クリスタルパーク恵那スケート場条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	二
岐阜県川辺漕艇場条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	三

## 規則

岐阜アリーナ利用料金規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月二十日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第十八号

岐阜アリーナ利用料金規則の一部を改正する規則

岐阜アリーナ利用料金規則(昭和四十年岐阜県規則第五十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一会議室及び第二会議室の項中「五六〇円」を「五八〇円」に改め、同表第三会議室及び第四会議室の項中「二八〇円」を「二九〇円」に改め、同表特別会議室の項中「一、四〇円」を「一、四四〇円」に改め、同表可動ステージの項中「九、九八〇円」を「一〇、二七〇円」に改め、同表舞台照明の項中「二、五二〇円」を「二、五九〇円」に改め、同表放送設備の項を次のように改める

放送設備	
一式一日につき	三、二四〇円
一式四時間以内につき	一、六三〇円

別表ホールの照明設備(白熱灯及び水銀灯)の項中「六、〇〇〇円」を「六、一七〇円」に改め、同表電光式得点表示盤の項中「六三〇円」を「六五〇円」に改め、同表ピアノの項中「一、八九〇円」を「一、九四〇円」に改め、同表空調設備の項中「四、〇〇〇円」を「四、一一〇円」に改め、同表ダイレクトプロジェクター(スクリーン付き)の項中「五〇〇円」を「五一〇円」に改め、同表映写スクリーンの項中「二、〇〇〇円」

を「一、〇三〇円」に改め、同表講演卓の項中「一、三七〇円」を「一、四一〇円」に改め、同表司会卓の項中「九五〇円」を「九八〇円」に改め、同表備考に次の一号を加える。

3 利用料金の額に十円未満の端数が生じたときは、十円未満を四捨五入する。  
附 則  
この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

岐阜県長良川球技場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第十九号

岐阜県長良川球技場条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県長良川球技場条例施行規則（平成三年岐阜県規則第三十九号）の一部を次のように改正する。

別表1の表会議室の項中「一、五八〇」を「一、六三〇」に、「二、一〇〇」を「二、一六〇」に、「二、八九〇」を「二、九四〇」に、「五、五七〇」を「五、七三〇」に改める。

別表2の表中

照明設備

夜間照明

照明設備（夜間照明）

に、


二、二二〇  
四、四一〇  
六、七二〇

を

二、二七〇  
四、五四〇  
六、九一〇

に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

岐阜県長良川スポーツプラザ条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第二十号

岐阜県長良川スポーツプラザ条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県長良川スポーツプラザ条例施行規則（平成五年岐阜県規則第五十六号）の一部を次のように改正する。

別表大会議室の項中「五、三」を「五、四五」に、「七」を「七、二」に、「六、四」を「六、五八」に、「一八、七」を「一九、一三」に改め、同表研修室の項中「一、七」を「一、七五」に、「二、三」を「二、三七」に、「二、六」を「二、六」に、「六、一八」を「六、一八」に改め、同表ミーティングルームの項中「一、六」を「一、六五」に、「二、二」を「二、二六」に、「二、九」を「二、九五」に、「五、七」を「五、八六」に改め、同表ハイビジョンルームの項を削る。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

岐阜県クリスタルパーク恵那スケート場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第二十一号

岐阜県クリスタルパーク恵那スケート場条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県クリスタルパーク恵那スケート場条例施行規則（平成十七年岐阜県規則第八十七号）の一部を次のように改正する。

別表スケート用具の部中「六〇〇」を「六二〇」に改め、同表夜間照明の部中「一、二〇〇」を「一、二三〇」に改め、同表競技大会用設備・器具の部スケート競技計測器具一式の款中「二四、〇〇〇」を「二四、六九〇」に改め、同部インラインスケート競技計測器具一式の款中「二四〇」を「二五〇」に改め、同部放送設備一式の款中「六、〇〇〇」を「六、一七〇」に改め、同表水上スポーツ用具の部アイススレッジ一式の款中「六〇〇」を「六二〇」に改め、同部貸しソリの款及びカーリング用具一式の款中「二、二〇〇」を「二、三三〇」に改め、同表軽スポーツ用具の部中「二四〇」を「二五〇」に改め、同表トレーニング器具の部一回につきの項中「三八〇」を「三九〇」に改め、同部回数利用券十一回分の項中「三、八〇〇」を「三、九〇〇」に改め、同表附属施設の部スタンドの款中「三、二二〇」を「三、二二〇」に改め、同部放送記録室の款からミーティングルームの款までの規定中「四八〇」を「四九〇」に改め、同部展示ロビーの款及びイベントロビーの款中「一、二〇〇」を「一、二三〇」に改め、同部その他の施設の款中「四八〇」を「四九〇」に改め、同表附属設備の部冷暖房設備の款中「二四〇」を「二五〇」に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

岐阜県川辺漕艇場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第二十二号

岐阜県川辺漕艇場条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県川辺漕艇場条例施行規則（平成二十二年岐阜県規則第九十七号）の一部を次のように改正する。

- 別表一の表を次のように改める。
- 一 舟艇等

区分	単位	金額(円)
四人漕ぎ舟艇	一艇四時間以内につき	九九〇
	学生	

二人漕ぎ舟艇	一艇四時間以内につき	一般	一、三六〇
		学生	一、三六〇
一人漕ぎ舟艇	一艇一日につき	一般	二、一〇〇
		学生	一、二三〇
モーターボート	一艇四時間以内につき	一般	一、三六〇
		学生	一、二三〇
	一艇一日につき	一般	二、一〇〇
		学生	一、九五〇
	一艇四時間以内につき	一般	五、六八〇
		学生	

備考

- 一 学生とは、大学生以下の者及びこれに準ずる者をいう。
- 二 一般とは、学生以外の者をいう。

別表二の表会議室の項中「九六〇」を「九九〇」に、「一、〇八〇」を「一、一一〇」に改める。

別表三の表浴室の項中「二四〇」を「二五〇」に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

平成二十六年三月二十日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一  
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社